平成２１年（フ）第２０１１号
名古屋市西区比良１丁目176番地
債務者　花井　澄子
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２０６８号
愛知県小牧市大字久保一色1042番地４　レジデンス花107号
債務者　沖田　君江
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２０７１号
名古屋市北区山田４丁目10番81号　市営新山田北荘907号
債務者　村上　廣義
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６２号
北海道北見市端野町三区63番地７
債務者　坂本　政幸
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２１年（フ）第６６号
北海道北見市留辺蘂町温根湯温泉228番地１
債務者　小池　清子
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２１年（フ）第２５８号
埼玉県越谷市大字上間久里63番地１　県営越谷間久里団地１―106
債務者　高橋　大樹
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第３０５号
埼玉県草加市苗塚町363番地１　藤和草加ハイタウン406号
債務者　星野　貴之
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第３０７号
埼玉県越谷市七左町１丁目29番地１　レクセルガーデン蒲生319号
債務者　濱中　知子
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第３１９号
埼玉県越谷市千間台西５丁目７番地６　プロシードせんげん台２―105号、住民票上の住所埼玉県越谷市千間台西５丁目７番地６　αＮＥＸＴせんげん台第２―105
債務者　大道　　茂
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第３６１号
埼玉県越谷市七左町１丁目29番地１　レクセルガーデン蒲生319号
債務者　濱中　　仁
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第２７０号
岡山県井原市笹賀町２丁目22番地２　マーヴェラス笹賀304号
債務者　三嶋　俊幸
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第２７１号
岡山県井原市笹賀町２丁目22番地２　マーヴェラス笹賀304号
債務者　三嶋　利絵
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第２７８号
岡山県倉敷市玉島柏島597番地７
債務者　西井まり子
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第２７９号
岡山県倉敷市四十瀬386番地２　サンライフ四十瀬101
債務者　別宮　　亮
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第２８２号
岡山県倉敷市笹沖88番地19　スカイマンション206
債務者　加々見和男
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第２８５号
岡山県井原市高屋町１丁目19番地12　メゾン恵101号室
債務者　三浦真須美
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第８６号
茨城県神栖市神栖１丁目８番25号　大塚荘３号
債務者　鎌形　行男
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
水戸地方裁判所麻生支部